

監査指摘事項の措置状況通知書

上下水道部

令和2年度（No. 1）監査結果報告書 定期監査関係分

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>① 使用料及び手数料，土地の貸付けに係る事務等において，誤った種類の申請書の受理，契約書への履行期限の記載漏れ，契約約款と仕様書で文言が統一されていないなど，初歩的な手続の不備が散見されたことから，職員一人一人が基本的な事務処理について再確認するのはもちろんのこと，組織としてチェック機能が確実に働くように従来 of 仕組みを点検し，慎重かつ適正な事務執行の確保に努められたい。</p>	<p>事務執行に当たっては，各種法令や条例規則等に則って適正に執行すること及び複数の職員でのチェックを確実にすること等について，文書により部内各課へ周知徹底を図った。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

市立旭川病院事務局

令和2年度（No. 1）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
医事課	<p>(1) 収入に関する事務 [改善を要するもの]</p> <p>① 公衆衛生活動収益において、不要な減額調定をしたことにより調定額が979円過少となっていたもの、調定内訳簿において減額調定の相手方を誤っていたものがあった。 なお、いずれも正しい金額で請求されており、徴収額に影響はなかった。</p>	<p>過少となっていた979円については、令和2年3月31日付けの公衆衛生活動収益の調定において、調定額を979円分上乘せして修正した。また、調定内訳簿において減額調定の相手方を誤っていたものについては、監査期間中に正しい内訳簿を作成した。</p> <p>再発防止策として、台帳登載時のダブルチェック、調定確定処理時の台帳データと調定内訳簿のデータに差異が無いかのチェック、調定確定処理後、台帳データに保護をかけて変更できないようにする、調定済みのデータに変更等が生じた場合は、内訳簿に別途マイナスレコードを計上する、以上4点を行うこととした。</p>	令和2年 5月18日

監査指摘事項の措置状況通知書

市立旭川病院事務局

令和2年度（No. 1）監査結果報告書 定期監査関係分

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>① 自動販売機の設置に係る行政財産の目的外使用料の減免に当たり，市長部局の取扱いを参考として，営業活動を目的とした場合は，客観的な資料等の提出を求めた上で，減免の妥当性を判断されているが，提出された客観的な資料が減免を決定する起案文書に添付されていないことから，事務処理の透明性を図るためにも，起案文書に添付するなど意思決定の経過を明確にされたい。</p>	<p>令和3年度分の行政財産の目的外使用を許可する令和3年3月12日付け起案において，営業活動を目的とした減免の妥当性が判断される書類を添付した。</p>